〇牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成 15 年法律第 72 号) (抜粋)

(販売業者による個体識別番号の表示等)

第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(勧告及び命令)

第十八条 (略)

2 <u>農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項</u>、第二項又は第四項<u>の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告を</u>することができる。

3 • 4 (略)

(報告及び検査)

第十九条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者 若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業 者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳 簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度 において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉 又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならな い。

 $4 \sim 6$ (略)